

第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 令和4年9月6日(火) 午後1時30分～3時00分

2 場 所 山梨県防災新館4階 403会議室

3 出席者

(委員)

浅野伸二、市村未央、小笠原恭子、小林信保、塩澤浩、鈴木勝利、時田眞男、
仁科加代子、宮城隆、柳田正明、山西孝、山本和子、渡邊秀昭、渡邊洋、和智美恵
(五十音順)

(県側等)

福祉保健部長、障害福祉課長、自立支援協議会座長

(事務局)

障害福祉課

企画推進担当(2人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、
健康増進課

心の健康担当(1人)

4 傍聴者等の数 2人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 福祉保健部長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

6 会議に付した議題

(1) 協議事項

「やまなし障害児・障害者プラン2021」の令和3年度末における進捗状況について

(2) 報告事項

令和3年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について

(3) その他

7 議事の概要

(1) 議題『「やまなし障害児・障害者プラン2021」の令和3年度末における進捗状況について』

議題について、資料1により、事務局から説明があった後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から説明がございました。この件について、御質問がありましたら承ります。

(委員)

資料1の2ページ目、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築』の項目で、1年以上の65歳以上の長期在院患者数について令和5年度の目標と乖離があるということですが、これについてどのように対処していくのでしょうか。

また、『プラン2021における取組』において、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築と、各市町村各圏域及び県の協議の場において、地域の課題解決に向けた協議を進める」と記載されていますが、これだけでは具体的にどのように進めるのか理解できないように思います。周知については色々な手法があるかと思いますが、各市町村の状況について、私たちが見える形にさせていただけるようご検討をお願いします。

(議長)

御質問と御要望が合わさった内容でしたが、事務局から回答は可能でしょうか。

(事務局)

御質問いただいた65歳以上の長期在院患者数の改善についてですが、全般的に精神患者様の退院については進捗が見られていると認識しております。しかし65歳以上の高齢者の方については残念ながら中々進んでいないという状況にあります。

要因としては、精神疾患の方の高齢化が進む中で、精神疾患と併せて一般的な身体ケアが必要な場合、御自宅や入所施設でのケアが難しいことから、高齢者の方の退院が進みにくいものと認識しております。

今後の対応としては、大きな話となりますが、県、圏域及び市町村での連携が必要となってくるかと思えます。各市町村においても状況は様々であり、県として一概に対応を行うというのは難しいところではありますが、現在共通して進めているのが、人材の育成でございます。

事業者様においては精神疾患へのケアと身体的ケアの両方について対応を行うというのは難しいところなので、それぞれの知識や技能についてすり合わせを行い、市町村から県まで色々な協議の場を通じて、顔の見える関係を通じて進めていきたいと思っております。

ただし、残念ながら近年は新型コロナウイルスの影響により、中々集まって顔の見える場を用意するのが難しいですが、オンライン会議により人材育成を始め情報交換を通

じて新しい施策を考えていきたいと考えております。これは当然県や市町村だけでなく、民間事業者様や当事者の方の御意見を聞きながら進めていかなければならないものと思っております。

(委員)

ありがとうございました。

山梨県が特段に65歳以上の精神疾患の方への取り組みが遅れていることはないと思っておりますが、一番感じるのはやはり精神と身体の両方のケアが必要だということです。

医療機関においてもコロナ対応で多忙な状況だと思っておりますが、精神疾患の方へ身体的ケアを行っていただけないか検討をお願いしたいと思っております。

(議長)

はい、ありがとうございます。

その他、委員より御意見御質問ございましたらお願いいたします。

(委員)

先ほどの発言の続きになりますが、精神疾患の方への対応について、現在県立中央病院に、精神障害のベッドが3つありますが、これを20から30ぐらいに増やすことができないでしょうか。

もう一点、9月10日に県が主催する、ひきこもりのシンポジウムについてです。現在、ひきこもりの方の実態数については厚生労働省も把握できないという深刻な状況にあります。こちらの方で支援団体を作り、地域でひきこもりの家族への働きかけを行っておりますが、家族の方が息を潜めて日々生活をしているような、本当に深刻な状況にあります。

このひきこもり対策について、今回の県主催のシンポジウムで新たな具体的な施策を作っていただければ、ありがたいという希望です。よろしく申し上げます。

(議長)

はい、御意見と御要望ということで、病床数の増加等についてですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

御意見ありがとうございました。

精神科病院の病床の件につきましては、やはり医療機関の方でも、体制や色々な設備等を整えなければいけないという事情から時間も掛かりますし、なかなか簡単にはいかないという事情はご承知置きかと思っております。

病床を確保するという前に、まず出来ることがあるかどうかというところから、検討させていただければと思っております。

もう一つのシンポジウムにつきまして、県としてもひきこもりや、孤独、孤立という点について、非常に大きな課題だと考えております。

ひきこもりについては、色々、年齢の定義等ございますが、期間や年齢等に関わりな

く、支援を求めている方が居るかと思しますので、隔たりなく支援ができればと考えております。

10日のシンポジウムの開催の際は、県民の皆様のひきこもりの方に対する偏見等を払拭して理解に努めていきたいと思っております。ひきこもりというのは、個人の問題ではなく、社会の問題という方向性で県からも発信ができれば、と思っております。

(議長)

はい、ありがとうございました。今の返答でよろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(議長)

その他、委員より御意見御質問ございますか。

(委員)

資料1の2ページ目、福祉施設から一般就労への移行についてお伺いします。

障害福祉サービスを利用しないで一般就労するケースが増えているということですが、その場合には、就職活動や職場での定着については何らかの支援は無く、本人任せということになるのでしょうか。

私も当事者で、やはり普通に就職して仕事をしたいという気持ちはありますが、それだと不安も大きいです。現在福祉施設を利用していますが、もしこのまま一般就労する方が増えているとしたら、その場合の支援については、どういうことになっているか、お伺いできればと思います。

(議長)

就労についての御質問がありました。事務局より御回答をお願いします。

(事務局)

一般企業に就職された障害のある方への支援としましては、国の方の制度でジョブコーチという支援があります。

障害の専門家の方が、職場での環境等を見ながら支援を行うというものです。そのジョブコーチ制度で見られないような細かい部分については、県版ジョブコーチ制度もありまして、そちらの方でもサポートができるようにしております。この場合には、就業生活支援センターの方にご相談いただくと、県の方で登録をしているジョブコーチの方が職場に訪問して指導等を行いますので、そちらについてもご活用いただければと思います。

(議長)

以上の内容でよろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(議長)

そのほか御意見等ありますでしょうか。今回初参加となる委員の方から、感想でもいいのですが、障害者政策や福祉政策について何か一言いただけたら、励みになるかなと思います。

(委員)

よろしいでしょうか。私は富士吉田市の障害者の自立支援審査会の会長を8年間やっておりますが、障害者への支援についてかなり出来ているように思います。

ただ、施設によっては支援にかなりばらつきがあったり、身体と精神の両方ともに不調がある方への支援について大変苦心しているというのを目の当たりにしているので、ここで皆さんのどういう話が聞けるのか、参考にさせていきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、第2議題であります「令和3年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について」の説明をお願いします。

(2) 議題「令和3年度の山梨県障害者自立支援協議会報告書について」

議題について、資料3により、同協議会の座長（以下「座長」という。）から報告があった後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

座長には引き続き障害者自立支援協議会の運営についてご協力いただけますようお願いいたします。

ただいまの報告について御意見御質問ございましたらお願いいたします。

(委員)

二つほどお伺いしたいことがあります。

一点目は資料3の2ページ目、『(2) 地域移行部会』の中で「にも包括」という単語がありましたが、その言葉の意味を教えてください。

二点目は、自立支援協議会のメンバーには聴覚障害者が不在ではないかと思いますが、できれば聴覚障害の当事者も加えていただき、生活の中や社会の中で不便な点などを県に報告できるようにしていただきたいです。

また、各市町村からの報告の中に、聴覚障害者に関する相談事例などがあったのか、併せてお伺いしたいと思います。

(座長)

御質問いただいた一点目については資料3の2ページ目、『(2) 地域移行部会』にある「精神障害者にも対応した重層的な地域包括ケアシステム」、これを称して「にも包括」と言っています。

イメージとしては、介護高齢者の介護保険の包括ケアシステムの精神障害者版になりますでしょうか。一人一人の課題に即して、様々なサービス機関を使って、ネットワークとして、その人を支えていく仕組みを作っていきます、というものです。

二点目については、残念ながら現在自立支援協議会に聴覚障害者の方は入っておりません。

現在、在籍しているのが、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方です。

様々な障害をお持ちの方たちに今後入っていただくということは必要だと考えておりますので、検討していきたいと思えます。

それから、聴覚障害に関しての課題ですけれども、やはり当事者の方が入っていないということや、参加している委員さんがなかなか聴覚障害の方と接する機会がないことから、聴覚障害の方が抱えている課題について上がりづらいというのがあると思えます。部会の中で権利擁護部会というものがあり、様々な障害者の方々にそういった場の御案内をさせていただいて、そこにまず参加していただくというのはどうかと思えますので、是非御案内した際には御参加いただき、御意見いただけるとありがたいと思えます。今後も是非色々な御提案をいただけたらと思えます。

(委員)

御回答ありがとうございます。お話しをお伺いして非常によく理解できました。当事者が入って意見を出すことが大事だと思っておりますので、今後是非、聴覚障害者が入れるようにご検討していただけたらと思えます。

(議長)

その他、委員より御意見御質問ございますか。

(委員)

資料4ページの、『(6) その他』の成年後見制度の利用支援について、私は昨年南アルプス市で成年後見人の支援員をさせていただいた経緯がありますが、市町村間によって制度の利用についての格差が発生しているように思えます。

この支援によって障害者やお年寄りの方の未来が見えてくると思えますし、障害を持った方がいらっしゃる家庭は生計も大変なことから、家族支援という面でもかなり画期的なものだと思います。

また、支援員をさせていただいた際、他の支援員の方はほとんど高齢者でしたが、元気なお年寄りを地域で生かしていくという経済的なメリットもあります。各市町村においても制度の利用を進めていった方が良いかと考えますが、そういう支援をしている大学の講座や、組織があるかどうか教えていただきたいと思えます。

(座長)

議長の柳田先生が関わっていらっしゃる、県立大で行われている市民後見人の養成講座でしたら、県内のどこからでも参加できるようになっていると思います。

それから、成年後見人制度の推進の協議会等は各地域にございます。それぞれの地域で支援が行われているかと思いますが、進んでいるところと、中々進んでいないところというのがだんだん見えてきたので、県全体として成年後見人制度の利用というところでも、きちっとご理解いただいで進めていけたらいいのではないかとということで、このワーキングチームが立ち上がりました。

ですので、これから市町村への実態調査をさせていただくということになっています。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

この件に関して事務局の方で何か情報や補足があればお願いします。

(事務局)

特にありません。

(議長)

そのほか、御意見御質問はありますか。

(委員)

情報提供と、それから意見という形で一つお話しします。

まず、情報提供についてですが、先ほど後見人の話が出ましたが、これはいわゆる市民後見人のことをおっしゃっていたと思います。

笛吹市も市民後見人の育成にはかなり力を入れていて、山梨県第一号の市民後見人が誕生したのは、笛吹市の社会福祉協議会からという状況になっています。

ただ、非常に難しいのは、例えば市民後見人を育成するにも、基本的には社会福祉協議会の日常生活支援制度の協力員という形で動いていて、その中で信頼のおける人を市民後見人に推薦し裁判所から承認してもらい、という手順にとっても時間がかかるということと、育成面でも中々一定の水準に達していないというところが課題となっております。この件については笛吹市も市民の皆さんに理解をいただくように、尽力しているところですので、今後県の方でも啓発活動をよろしくお願ひしたいです。

次に自立支援協議会というより県に対してのお話しになるかもしれませんが、質問も含めた意見について申し上げます。

先ほど大塚座長のご説明にも出てきましたが、相談支援専門員の数が少ないということで、笛吹市でも相談サービスを求めている方がいらっしゃるけれども、相談員がいないため計画が作れないという事例があり、私たちはそれを計画難民と呼んでいます。

実は、最近こういった方々が市内で10人を超えました。先ほど事務局の報告でもあったように、初任の相談員研修の修了者は居ても仕事につけないという状況があります。その原因の一つとしては毎年何度も申していますが、報酬の問題です。

報酬については中々至らない点があり、事業所も相談員を雇うことができないということがあります。こういった難民が発生していることについては早急になんとかしなければならぬ問題だと思います。

その報酬の増加のことにに関して、県として何か頑張っていきたいとか、こんな形で訴えていきたいというものが、もしあれば教えていただきたいと思います。

(議長)

はい、事務局の方で何かお考えがありましたら、お願いしたいと思います。

(事務局)

私どもの担当で相談支援の体制の充実等に取り組んでいるところですが、確かに報酬の件については課題となっております。事業所での報酬の部分についてはかなり見直しがされている状況ですが、それでもまだ厳しいという声が聞こえてきておりますので、報酬体制改定の内容と、どのように相談支援事業所を効率よく運営していったらいいかというところも含めて、部会の方では今現在、検討を進めているところです。

報酬の問題なので、中々簡単ではないですが、引き続き検討していきたいと思いますので、ご理解いただくとともに、是非貴重な御意見とご協力をいただければと思います、よろしく願いいたします。

(議長)

今の回答でよろしいでしょうか。

(委員)

はい、承知しました。本件については県だけではなく、全自治体として訴え続けなければいけない早急な問題として、頑張っていきたいと思うのでよろしくお願いします。

(議長)

御意見ありがとうございました。

先ほど議題に上がっていた成年後見人研修の関係で、大塚座長の仰っていたこと以外で事務局から補足等がありますか。

(事務局)

特にありませんが、今後の方針としてはアンケート調査の結果を増やしたいと考えているところです。

(議長)

はい、ありがとうございます。

では、別の委員より挙手がありましたので御意見をどうぞ。

(委員)

私がお伺いしたいのは、医療的ケアの部会のところです。先月、8月22日に山梨県で

も医療的ケア児支援センターが開設され、テレビで報道された事もあり、市民の方もかなり興味を持っていらっしゃると思います。

ただ、どんなことをするのかということについては、やはり皆さん知らないという場合がありますので、県としてこれをどのように広報していくのかということをお一つ教えてください。

あとは、やはり医療的ケア児と一言で言っても、重度の方は今在宅で生活をしています。そういう面では、医療的コーディネーターの役割というのは、だいぶ大きくあります。

先ほど報告の中でも、フォローアップの体制という話がありましたが、やはりフォローアップ研修をしながら、いろんな相談支援に乗れる方の育成というのは、本当に大切だと思います。

是非ここは県も力を入れていただきながら、バックアップをしていただきたいという、希望を込めての意見です。

(議長)

はい、それでは広報についての御質問と御意見ということですが、これはおそらく事務局からの回答でしょうか。

法律が出来て1年、2年ぐらい経つかと思われれます。今後どのような形で進めていくかについては、検討課題だと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

先ほどの御意見御質問について回答します。

医療的ケア児支援センターの周知に関しましては、現在センターの方でホームページや、パンフレットの作成等を行っておりまして、そのホームページ等完成しましたら、県と一緒に、各市町村や、事業所、学校等、様々な機関に対して周知を行っていきたいと考えております。

また、医療的コーディネーターへのフォローアップにつきましても、やはりこれは非常に重要なことだと思っておりますので、現在研修についても検討しており、フォローアップについても、本年度より行っていきたいと考えております。

(議長)

以上の回答でよろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございました、大丈夫です

(議長)

それでは終了時間になりました。もしかすると、まだ色々な御意見があるかと思いますが、その際は書面等で事務局もしくは山梨県立大学の私の方に、御連絡をいただければと思います。次回に反映したいと思います。

今回は、報告事項ということですので、改めて、皆さんの決議をとるということもござ

いませので、御了承頂きたいと思ひます。

(委員)

－了承－

(議長)

大塚座長におかれましては、引き続き、自立支援協議会の運営について、ご協力いただけたらと思っております、よろしくお祈ひします。

他方では、自立支援協議会が形骸化しており、なんとかしなければならないという議論があるようですが、山梨県の自立支援協議会は、私から見てもしっかりと筋を通して動いていると思っております、よろしくお祈ひいたします。

これで議事を一旦閉じたいと思ひます。

進行を事務局に返したいと思ひます、よろしくお祈ひします。

(司会)

柳田会長におかれましては、長時間にわたり議事進行、大変ありがとうございました。

3 その他の概要

(司会)

それでは、次第の「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

－特になし－

(司会)

事務局から何かありますか。

(事務局)

本日は長時間にわたり、御審議いただき誠にありがとうございました。

現在の委員の皆様におかれましては、今年10月31日までの任期となっており、現メンバーにおける会議は本日が最後となります。

来年度は、新たなプランを策定する年度に当たることから、次回の会議では、今回いただいた貴重な御意見を踏まえ、プランの策定に向けた審議を行うこととなります。

コロナ禍の中、本協議会委員として社会福祉向上のため多大な御尽力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。今後とも変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。2年間にわたり、本当にありがとうございました。

(司会)

以上もちまして、今年度、第1回山梨県障害者施策推進協議会を閉会いたします。

皆様どうもありがとうございました。